

議案第 5 号

狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例
狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計条例（平成 6 年条例第
21 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計については、なお従前の例による。

平成 31 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業が完了したため、当該事業に係る特別会計を廃止したいので、この案を提出するものである。